

調達要求番号：統一〇八―〇五二五―〇一九

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	通訳者養成国内委託教育（語学・英語）	DIH-LT-26018	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和8年 5月12日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部統合情報部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で実施する通訳者養成国内委託教育（語学・英語）の必要な事項について規定する。

2 教育に関する要求

2.1 教育目標・教育成果

- a) 日英通訳者を養成する。
- b) 英語の正確な聴取力、翻訳力、通訳力を向上させるとともに、発音、文法、読解力、ライティング、会話力等の英語運用能力を向上させる。
- c) CEFR C1 レベル以上の英語運用能力の修得を目標とし、同レベルの英語資格試験に合格し得る知識を涵養するとともに、特に最新の軍事及び安全保障、国際情勢等を中心とした日英及び英日の会議通訳が可能な知識・技能を習得させ、外国語通訳検定(TOIFL)セミプロフェッショナルレベル、ビジネス通訳検定(TOBIS)又は一般通訳検定(TOUI) 2～3級相当の通訳運用能力の修得を目標とする。

2.2 教育期間

教育期間は、調達要領指定書により規定する。

2.3 教育形態

語学教育又は通訳訓練を継続的に実施するために必要な常設の教育設備、運営体制及び現場確認対応を有し、対面及びオンラインの双方に対応可能な体制における、通訳学校、国際会議、国際機関、外交・安全保障機関等において、3年以上の通訳者としての実務経験及び通訳者養成課程等での指導歴を有する、軍事・防衛・安全保障・国際関係分野の知見・専門性を有する講師とのマンツーマンレッスンを基本とし、講師は、英語教授法資格を有する者又はこれと同等以上の教授経験・研修歴を有する者とし、英語力についてCEFR C1以上が資格証明書、試験成績、職務経歴書その他の客観的資料で確認できる者とする。教育内容は軍事、国際政治・安全保障政策等の最新事例を取り扱った内容を中心とする。主任講師を定め、契約期間を通じ継続して担当させることを原則とする。やむを得ず講師を変更する場合は、同等以上の要件を満たす者を充てるものとし、事前に官側の承認を得ること。

2.4 教育時間数

教育時間数は、調達要領指定書により規定する。

2.5 教育スケジュール

契約締結後、各受講者と日程調整し、平日夜間、土日祝日を含め柔軟に受講できる体制を有すること。また、予定されていた授業が契約相手方の都合で実施できなくなった場合、振替え授業を行うこと。

2.6 教育実施場所

通学による教育を実施する場合は、LL教育等の語学教育を継続的に実施する常設の語学専用演習室等で視聴覚教材を用いた授業を実施できるものとし、契約相手方が準備する。オンライン授業を実施する場合においても、インターネット等を通じた授業の実施に必要な通信環境及びシステム環境を準備することとし、契約相手方が準備する。教育実施施設・設備は授業運営を行う担当職員による受付・運営体制を備え、官側による現場確認に対応できること。

2.7 教育受講人員

教育受講人員は、調達要領指定書により規定する。

2.8 教材

契約相手方が準備するものとし、軍事、安全保障・国際政治・NATO・日米豪・アジア・欧州等の国際情勢に関する最新の資料をベースとした教材を含み、業者による独自開発または一般的なものとする。教材構成案は、通訳トレーニング教材（クイックレスポンス、シャドーイング、サイトトランスレーション、逐次・同時通訳教材）等が含まれるもので教育目標が達成できる教材内容とし、提案時に提出し、適合性審査の対象とする。使用教材のサンプルを提出するものとする。

3 成果測定等

教育目標必達のための具体的な教育計画及び講師の経歴、指導歴、実績を契約締結後に提出するとともに、教育期間の初回に面談及びレベルチェックを実施し結果を送付すること。毎月の授業記録、評価レポートを月末までに送付するものとする。毎月の授業記録には、実施日時、実施方法、実施教材、実施内容、受講者の到達状況、今後の課題、次回指導方針を含む具体的なものとする。成果測定は教育成果に対する達成度評価を含み、期末に模擬会議通訳、プレゼン通訳等、教育目標に対する成果を示すことが可能な模擬試験等の定量的及び定性的な成果測定を実施し、聴取力、訳出の正確性、表現力、用語の運用、安全保障分野知識の反映等の観点も含めて評価するものとする。なお報告期限は調達要領指定書に規定する。

4 品質保証

4.1 監督・検査

監督及び検査については、支出負担行為担当官等が定める監督及び検査実施要領による。受託事業者は、教育計画全体の設計・品質保証に責任を持ち、教育責任者を配置すること。受講者による定期評価結果が一定基準を下回る場合、講師交代などの対応を取ること。

4.2 その他

官側は、必要の都度、契約相手方での教育について、現場確認を実施するものとする。教育にあたって契約の相手方は、施設概要、教室写真、設備一覧、使用教材、教育方法、評価方法、教育実績等を記載した提案書を契約締結後に提出し、教育の品質が一定の水準を達成していることを示すこと。

提案内容が本仕様書に定める教育目標，教育形態，教材内容，講師要件，教育実施場所又は品質保証に関する要件を満たさないと認められる場合は，官側は是正を求めることができる。また，提出資料に虚偽記載，重大な記載漏れ又は実施体制に関する重大な不備が判明した場合は，当該入札者を落札者としがないことがある。契約締結後においても，実施される教育が提案内容又は仕様書に照らして著しく不十分であると認められる場合は，官側は是正を求めることができるものとする。

5 仕様書の疑義

契約の相手方は，本仕様書に疑義が生じた場合は，速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。

調達要領指定書

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	統-08-0525-019
	調達要求年月日	令和8年5月25日
	作成部課	情報本部 統合情報部
	作成年月日	令和8年5月15日
品名	通訳者養成国内委託教育（語学・英語）	
仕様書番号	DIH-LT-26018	

指定事項：

2.2 教育期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間とする。

2.4 教育時間数

200時間以上とする。

2.7 教育受講人員

教育受講対象者 (対象者呼称は仮称)	教育受講人員（予定）
対象者 A	1名

3 成果測定等

令和9年3月26日までに、**2.1 教育目標・教育成果**の項目に則し、当該受講者の教育による習得度合いを測定し、令和9年3月31日までに入学時と終了時を比較した客観的な評価を書面（様式は随意）にして官側に提出すること。